

# 大垣市

# 農業委員会だより

## 第18号

令和3年1月1日発行

編集/発行 大垣市農業委員会

(大垣市丸の内2丁目29番地)

☎ 0584-81-4111(内線2532)

☎ 0584-47-8614(直通)

Fax 0584-81-4899

## 新年のご挨拶

大垣市農業委員会

会長 岩井 豊太郎



新年あけましておめでとうござい  
ます。

令和三年の新春を健やかにお迎え  
のこととお慶び申し上げます。

旧年を振り返りますと、水稲の作  
況において、ジャンボタニシやトビ  
イロウンカによる食害と高温障害が  
発生し、作況指数が九十六となるな  
ど、大きな被害がもたらされました。

また、「新型コロナウイルス感染  
症」の感染拡大により、あらゆる産  
業に多大な影響が及び、農業分野に  
おいても大きな被害を受けました。  
第三波の到来により、本年も予断を  
許さない状況が続くと思われ、引き  
続き、厳しいコロナ対応が求められ

るものと思われま

す。このような中、本県の農業分野に  
おいて、新たな取組みが始まります。

まず、本年三月の岐阜県議会にお  
いて、今後五年間の本県農業の取組  
方針を示す「ぎふ農業・農村基本計  
画」が策定されます。

さらに、「東京オリンピック・パ  
ラリンピック」後をもって終了する  
現行のGAP制度に代わる新たな本  
県独自の制度である「ぎふ清流GA  
P評価制度」が本年四月からスタ  
ートいたします。

このような中、県内四十二農業委  
員会と岐阜県農業会議では、「農地等  
の利用の最適化」を推進するため、

昨年十月に決議した「第二次ぎふ農業  
委員会活性化大作戦」に基づき、各農  
業委員会で取組事例を年間一つ創出す  
る「一委員会一事例づくり」に取り組  
んでいるところです。

また、本年も、昨年七月に新たに選  
任されました農業委員と農地利用最適  
化推進委員が積極的に現場に向いて、  
人・農地の動向を的確に把握するとと  
もに、関係機関と連携して「人・農  
地プラン」の実質化に向けた取組みを  
強化してまいります。

コロナ禍にあっても、皆様に安心し  
て農業に取り組んでいただけるよう、  
委員一同「ワンチーム」となって取り  
組んでいく所存でございますので、な  
お一層のご支援とご協力をお願い申し  
上げます。

皆様のご健勝とご多幸を心からご祈  
念申し上げます、新年のご挨拶とさ  
せていただきます。



## 農業委員として

農業委員

棚橋 新一



令和二年、新委員として、委員会活動に携わることになりました、よろしくお願ひいたします。

私の住む宇留生地区は、大垣市の北西部に位置し、JRの荒尾駅、東海環状自動車道の西インター、国道二十一号が通り、交通網が整備されていることもあり、都市化が加速化。地区の水稲作付面積は、二十五ヘクタールほどで、市全体の数パーセントしかありません。農家戸数も減少しており、令和二年度の自作農家は八十二世帯です。近年農業は、集団化、組織化が進められておりますが、当地区には、地勢的な問題があり規模拡大も進まないのが現状です。農業者の高齢化も深刻で、後継ぎが経営を引き継ぐ世帯もわずかしかなりません。多くの農家は、世代交代により、農地を他地区の法人に委ねるか、処分するか、歯止めがかかっておりません。当地区をとりまく農業の経営環境は極めて厳しい状況ですが、農業委員として地域の農地を保全し、耕作放棄地を減らすことに尽力する所存です。

## 農地利用最適化

推進委員として

農地利用最適化推進委員

高見 巖



過日、農協の支店の役員会において、土地改良の役員であることから、地域農業の中心的な役割を担うのに適任であるといった理由で、推進委員に指名されることとなりました。

推進委員の作業の一つが、農地パトロールです。農地が、現在どのように管理されているのかを確認し、必要に応じて写真で残すなど、資料を作成していきます。

担当は、市街化区域である中部地区です。地区のパトロールは、まず対象の農地の場所を特定し、どのようなルートで回るのかを考えなければいけません。そうして、一つ一つ農地を確認していきます。農地パトロール後、調査票をとりまとめ、耕作放棄地になっている農地所有者に対して、適正に管理してもらうよう指導していきます。今後、推進委員として地域の農地が有効に利用されるよう、地元の農業関係者と協力しながら努力してまいります。

## 獣害対策の必要性

農地利用最適化推進委員

桐山 文子



生まれも育ちも上石津町の私です。三人の子どもを育て上げ、「ホッ」とした時、残りの人生自分のやりたい事に費やそうと思いました。

五年前に脱サラして、岐阜県主催就農人材育成事業で研修を受け、本格的に農業を始め、安全安心な野菜を皆さんに食べてほしいと思いました。

上石津町の平井地区は山の中ですが、景観が最高に良く一目で気に入り、友人知人、中間管理機構を通じて土地を借り、今のところ里芋をメインに生産しています。

最初は色々な野菜を栽培していましたが、ある日、サルの群れやハクビシンに食べられた無残な野菜を見て、ショックでした。獣害被害は栽培意欲を無くし、耕作放棄地だけでなく、空き家を増やす一因ともなっています。駆除を含め、色々な方法で獣害対策をもっと進める必要があると考えます。

今後、推進委員として、地域の農業の最適化の推進に努めてまいります。

## 大垣市耕作放棄地解消対策事業



大垣市の農地を守り環境保全を推進するため、耕作放棄地の解消及び新たな耕作放棄地の発生防止に向けた取り組みに対し支援します。

### 交付対象者

耕作放棄地を耕作可能な農地に復田した農家等(農事組合法人、農地所有適格法人、農業者の組織する団体を含む)

### 要件

- ・耕作放棄地の解消を円滑に進めるため、農地の所有者に対し、解消する農家等への5年以上の利用権設定、全作業受委託契約を締結する。
- ・解消した農地で農作物の作付けをする。
- ・自己所有地及び以前から自己の管理していた農地は対象外とする。

### 助成金

| 区 分 |                                | 金額 (円 /10 a) |
|-----|--------------------------------|--------------|
| I   | 荒廃農地調査表に掲載された農地                | 50,000       |
| II  | 草刈り機など簡易な機械等で解消可能な農地(草丈1.5m以上) | 30,000       |
| III | 草刈り機のみで解消可能な農地(草丈1.0m~1.5m)    | 15,000       |



## 農地転用をする前に許可(届出)が必要です



### 農地転用とは

農地を、住宅・駐車場・資材置場・植林等、耕作以外の目的で利用することをいいます。

| 転用事業者                         | 市街化調整区域   | 市街化区域     |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 農地の所有者<br>(権利の設定、移転を伴わない場合)   | 農地法第4条 許可 | 農地法第4条 届出 |
| 農地の所有者以外の者<br>(権利の設定、移転を伴う場合) | 農地法第5条 許可 | 農地法第5条 届出 |

### 市街化調整区域内の農地転用

市街化調整区域内の農地を転用する場合には、農業委員会の許可が必要です。

農地の転用には、許可基準が設けられており、転用しようとする農地の場所によりその扱いが異なります。許可申請を行う前に、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

### 市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地を転用する場合には、届出が必要です。

許可と同様に転用事業を開始する前にあらかじめ届け出を行ってください。

届出書の受付後、受理通知書を発行するまでおおむね10日程度かかります。

ただし、転用事業の規模、内容によって都市計画法第29条の開発行為の許可が必要となる場合もあります。

## 令和元年度農業委員会活動優良表彰を受賞



令和二年十月二十三日、都ホテル岐阜長良川において令和二年度農業委員会会長・事務局長合同会議が開催され、大垣市農業委員会が令和元年度農業委員会活動優良表彰「農業振興部門」を受賞しました。

新・ぎふ農業委員会活性化大作戦で人・農地プランの見直しを農業委員会の目標とされたことを受け、市内全二十地区でJ・A支店単位に人・農地プラン検討会を設立しました。

地区検討会は、構成員として農業委員・農地利用最適化推進委員が中心的立場で参画し、さらに農業関係者である農事改良組合長、農業担い手などが参加しています。検討会の具体的な活動として、①農地利用意向アンケート

ト、②アンケート結果や意見をもとに地区の現状把握と課題整理、③課題の解決策の検討・協議、④プラン見直し協議などを実施し、全二十地区で人・農地プランの見直しができたことから、今回の表彰に至ったものです。

## 大垣市農地賃借料情報

毎年1月～12月の期間において、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法第3条許可により設定された賃借料における賃借料水準を公表していますが、令和2年1月から令和2年12月までに該当する情報はありません。

## 農業者年金にはメリットがいっぱい!

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

### 農業者の方なら広く加入できます



- ①年間60日以上農業に従事する
- ②国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、
- ③20歳以上60歳未満の方

・農地を持っていない農業者や後継者などの家族従事者も加入できます。  
・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間に関わらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

【農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、西美濃農業協同組合にお問い合わせください。】